

O36-04

石綿含有成形板の解体作業における課題

外山 尚紀¹⁾、仲尾 豊樹¹⁾、名取 雄司²⁾

¹⁾東京労働安全衛生センター、²⁾ひらの亀戸ひまわり診療所

【目的】 スレート板他の石綿含有成形板は、吹付け材と比較して飛散リスクは少ないものの、製造量が多く、現存する建物に大量に残されている。これらの建物の解体の際には、石綿障害予防規則により石綿含有建材の事前調査の上、粉塵の飛散防止のために湿潤化と破碎せずに撤去することが義務付けられている。しかし吹付け材等とは異なり、労働基準監督署への届出の義務がなく、実際にこれらの対策が適切に行われているか把握されていない。解体現場での石綿含有建材の取扱い状況を調査し、その結果から課題を明らかにすることがこの研究の目的である。

【方法】 全国11の自治体を対象として、建設リサイクル法の届出情報をもとに解体現場を訪問して、成形板についての事前調査結果の掲示の状況と石綿含有建材の取扱い状況を調査した。

【結果】 2014年から2017年にかけて795の解体現場を訪問し、そのうち245現場（30.8%）で解体作業が行われていた。その中で、適切な掲示の割合は平均35%（6.7% - 69%）であった。問題事例の割合は平均18.8%であったが、これは問題が確認された現場の割合で、これら以外の全ての現場で石綿含有建材が適切に取り扱われていたということではなく、石綿含有建材がすでに撤去されていて訪問時に石綿含有建材が見られなかった現場やシートで囲われていて内部を確認できなかった場合が大部分であった。湿潤化と破碎をしない適切な取扱いをしていた現場は全体では2現場（0.8%）しか確認されなかった。条例で石綿含有成形板の届出が義務付けられている自治体では問題事例の割合が低いことがわかった。問題事例の割合がもっとも高く、半数以上で問題が確認された自治体は大気汚染防止法の政令市ではなく、石綿を担当する部署がない。自治体の関心の程度が結果に反映していると考えられる。

【考案】 18.8%の解体現場で石綿含有建材の破碎等の不適切な取扱いがみられ、作業者の石綿曝露が懸念される。届出義務などの法規制の強化によって改善する可能性があり、今後検討すべきである。また、対策を探りながら石綿含有建材を除去していた現場で話を聞くと、対策のために足場の設置、湿潤する装置の使用、手間により、工期は通常の4倍程度必要とのことであった。建物の解体は費用を節約する傾向がある。対策工法を普及するためには法規制だけではなく、発注者への啓発、適切な除去を促進するための支援も検討すべきである。

表：解体現場での石綿含有建材取り扱い状況調査結果一覧

自治体	訪問件数	解体中件数	問題事例の件数と割合(%)	適切な取扱いの件数と割合(%)	適切な表示の件数と割合(%)	レベル3届出条例	大防法政令市
A市	37	15	8 53	0 0.0	1 0.0	6.7	×
B市	106	34	11 32	0 0.0	3 8.8	×	○
C市	26	4	1 25	0 0.0	3 75	×	×
D区	78	28	7 25	0 0.0	9 32	×	○
E区	70	26	6 23	0 0.0	2 7.7	×	○
F市	79	17	3 18	0 0.0	1 5.9	×	○
G市	65	18	2 11	0 0.0	4 22	×	○
H区	78	19	2 11	0 0.0	10 53	×	○
I市	73	28	3 10.7	1 3.6	19 68	×	○
J市	120	30	2 6.7	1 3.3	17 57	○	○
K市	63	26	1 3.8	0 0.0	18 69	○	○
計	795	245	46 18.8	2 0.8	87 35.5		